

令和7年度野生鳥獣調査事業（ニホンザル生息状況調査）業務委託仕様書

1 業務目的

本県のニホンザル第2種特定鳥獣管理計画の改定に向け、本県のニホンザルの詳細な群数、行動域及び個体数推計などを把握し、被害防止対策や管理方針の検討を行う基礎資料として、ニホンザル生息状況調査を実施する。

2 業務内容

(1) 市町村ヒアリング調査

サル出没カレンダー調査を実施するために、各市町村にサルの生息があるかのヒアリングを行う。受託者は、市町村に向けた全体説明会を開催した後、市町村ごとにヒアリング等を行う。

(2) サル出没カレンダー調査

サルの出没が確認されている地域で、地域の調査協力者におおよそ30日程度、サルの出没を記録してもらう日誌調査を行う。受託者は、サル出没カレンダー調査の調査票を作成し、サルの生息が確認できた市町村を対象に調査票の配布及び回収を行う。なお、調査票の様式は、その内容をわかりやすく伝えられるよう工夫すること。

(3) ルートセンサス調査

サル出没カレンダー調査の補完調査として、専門調査員によるサル出没情報の聞き取り等を行う。

(4) 調査結果の取りまとめ

各調査の結果を基に、データ分析を行い、群数、行動域及び個体数推計について取りまとめ、事業成果報告書を作成し、調査対象関係者等への調査結果の報告を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

4 委託限度額

10,879,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 成果品の提出

(1) 委託業務が終了したときは、速やかに委託業務完了報告書を作成し、報告すること。
なお、委託業務完了報告書には、次の内容を含むものとする。

- ・事業概要

- ・事業内容及び成果

県内のニホンザル生息状況の変遷や必要と考えられる対策等を記載すること

- ・その他、必要と認める事項

※書類及び電子データ（編集可能な形式とすること）

(2) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

6 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本県が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 情報セキュリティの確保

- (1) 受託者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当課に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、担当課から機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において受託者が作成する情報については、担当課からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、岡山県情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき、又は受託者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当課の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、担当課から提供された機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し、又は廃棄すること。また、請負業務において受託者が作成した情報についても、担当課からの指示に応じて適切に廃棄すること。

8 その他

当仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両方で協議して定めることとする。